

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題(案)」についての
御意見の募集結果について(案)

1. 実施期間 平成16年5月14日(金)～平成16年6月10日(木)まで
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 16通

NO.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	食品の販売についてであるが、表示されている事項の嘘・間違いについて、発生しても業者名を公開しない場合がある。悪質・ウツカリの区別無くすべて公開すべきである。 それは、食品を扱っているものとして緊張感を持って対処しなければならないことでウツカリも許せないと思う。結果として何にも無ければよいのではなく、表示してあることを信用して選ばなければ何を基準にするのか。表示の信頼を確立するためには厳罰主義でなければならないと思う。 これこそ自己責任ではないか。 表示は業者のためではなく、消費者のためにあることを再確認するべきである。	食品の表示事項に関して、信頼性を高める努力が必要な点については御指摘のとおりだと考えます。 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に違反した場合は、違反が軽微で直ちに改善が図られたもの以外は、違反者の名称等を速やかに公表することとしているところであり、今後とも、それぞれの制度の目的に即した形で、公正に、かつ透明性を十分担保する形で運用してまいりたいと考えております。 JAS制度においては、農産物の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に違反する不適正な表示を行った事業者に対して、常習性はなく過失による一時的な違反であることが明らかであり、かつ、直ちに改善する意思を示している場合を除き、当該違反事業者に対し適正な表示を行うべき旨の指示を行い、指示を行った場合には原則として当該違反事業者の氏名等を公表することとしています。一方、指示を行わない場合であっても、当該違反事業者が適正な表示を行うよう指導することとし、改善報告を求め、実際に改善されているかどうか確認しているところです。 このように食品表示に対する消費者の信頼に応えるべく不適正表示に対してはその程度も勘案しながら厳正な措置を行っているところです。
2	最近、人食いバクテリアについての記事を目にした。事実存在するのであれば早く対応することが安心につながる。対策を講じることが安全に国民をリードすることと思う。活字で見たものは印象が強く感じる。早く対応する勇氣を願う。	劇症溶血性連鎖球菌やビブリオ・ビルニフィカスのように、感染して発症すると短時間で劇的に症状が進行させるような病原菌を「人食いバクテリア」とセンセーショナルに呼ぶことがあります。 これらの中には、魚介類など食品を媒介とするものがありますが、以下のような一般的な衛生管理を行っていれば、それほど恐れることはないものと考えられます。 ●手洗いを励行し、手指をいつも清潔にしておく。手指に傷がある時は、調理しない。 ●食材を常に適正に取り扱う。例えば、長時間保存せずに調理し、すぐに摂食するか、低温で保存する、水で十分洗う、熱をよく通すなど。 ●まな板、包丁、食器をいつも清潔にしておく。 ●生もの、特に魚介類には注意する。信用のある店で消費期限を確認して購入する。 ●食品を扱う人は常に健康でなければならない。もし、腹痛、嘔吐、下痢など、消化器に異常がある時は、早めに医師の診断を受け、手遅れにならないようにする。 また、妊娠中や肝臓病を患っている場合は、生魚を控え、熱を通して摂取するなど、更なる注意が必要です。
3	1. 食品安全委員会の中に消費者ほか関係者の質問に答える窓口の設置は是非進めるべきである。 行政が設置した相談窓口では、回答が不十分であり、質問に答えていない場合が多い。また、その質問及び回答が一方向的にならないように、内容は公開し、コミュニケーションの発展に役立つようにするべきである。 2. 今後のリスクコミュニケーションでは、リスク管理における経済的結果とリスク管理の選択肢の実現可能性が重要な観点になるものと思われる。食品安全委員会では行政に対し、積極的に勧告し、公開するべきである。	(1) 食品安全委員会では、「食の安全ダイヤル」を設け、食品の安全に関する御質問一般にお答えしています。 食品安全委員会ではお答えできない質問については、適宜、担当の行政機関や専門家などをご紹介したり、こちらから関係機関に照会しています。 お答えについては、月ごとにとりまとめ、食品安全委員会に報告の上、ホームページに公開しています。是非御利用下さい。 (2) 食品安全基本法第23条により、食品安全委員会は、食品健康影響評価が食品の安全性の確保に関する施策に反映されるよう、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視する権限を持っていることとされています。このため、食品安全委員会は、関係行政機関に対して資料の提出等必要な協力を求めることができるとされています。このようにして行う監視の結果、施策が適切に講じられていない等の状況にあることが判明した場合には、関係各大臣に対し、内閣総理大臣を通じて勧告できることとなっています。また、食品安全委員会は、勧告を行ったときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならないこととされているところです。 昨年7月の食品安全委員会の発足以来、このような事態に至ったことはありませんが、食品健康影響評価を科学的かつ中立公正に行うとともに、食品の安全性の確保が適切に図られるよう、食品健康影響評価の結果に基づいて講じられる施策を監視してまいりたいと考えております。
4	遺伝子組換え食品に関するリスクコミュニケーションについて、遺伝子組換えに関する専門家の立場から学会等あるいは教育の場において取り組んでおり、それなりの効果を挙げていると感じている。しかし、このような活動は基本的にボランティアで、続けていくにはかなりの負担がある。一方、行政の活動はお金をかけている割には、効果が悪い。つまりコストパフォーマンスが悪いと感じる。何らかの支援体制が無いとやってられないというのが、正直なところ。個人に対してでなくても、学会や大学に対してでもいいが。	遺伝子組換え食品など、関係者の間で考え方がかなり異なっているものについては、関係者間においてさらなる科学的な情報の共有が必要と考えられます。このため、食品安全委員会としては、これからも種々の情報提供等を行っていくこととされていますが、効果的なリスクコミュニケーションの方法については、今後、リスクコミュニケーション専門調査会などで検討、開発した上で、実施してまいりたいと考えております。また、引き続き地方自治体などのリスクコミュニケーションの取組に対して専門家の派遣等の支援を行っていく考えです。
5	「食の安全・・・の現状と課題(案)」の問題点: 1. 基本的な用語「分析」と「管理」の間に若干の混乱がある(7ページ)ように思うので、今のうちに再度用語法の整理をしておくべきである。今後「コミュニケーション」を実行する上で、用語の混乱はコミュニケーションの不徹底と誤解の最大要因になりかねない。 「分析」とは、あくまでも、目前にある対象(食品リスク)を事実によってその内容を明らかに描写することと理解している。したがって、リスクの「評価」は、当然、「分析」の後に来るものであり、更に、「評価」結果に基づいて「管理」(=MANAGEMENT)が行われるものと理解している。「コミュニケーション」は、その「管理」(=MANAGEMENT)のための手段・道具の一部であると理解しているがいかがか?	(1) ここでいうリスク分析とは、単に「目前にある対象を事実によってその内容を明らかに描写すること」ではなく、① 危害を起こしそうな原因物質、微生物、温度変化など、化学的、生物的及び物理的な要因(ハザード)を見付け、その危害が生じるメカニズムを捉え、通常の生活で食べ物と一緒に体に取込んだ際の健康への悪影響の度合い、悪影響が起こる確率を明らかにする(リスク評価)。 ② このリスクを低減、回避するための適切な施策を講じていく(リスク管理) ③ リスク評価及びリスク管理の過程を明らかにし、消費者を含む関係者間で情報を共有し、関係者の意見を反映させる(リスクコミュニケーション) の3つからなる安全性の確保に関する手法のことを指しています。英語でrisk analysisと言うのを訳した形なので、「化学分析」とか「現状分析」などに使われる「分析」に慣れ親しんでいる方からすると、若干わかりにくいことと思います。専門家の間でも、もっとピッタリくる日本語はないものかと検討されたのですが、結局、適当な訳語がなく、そのまま、リスク分析という用語となっているところです。 今後とも、わかりやすい用語の検討に努めたいと考えていますが、もし、これがよいというものがあれば、御意見をお寄せいただければ幸いです。

2. 「食の安全…の現状と課題(案)」はまだ「総花的」で具体的でなく、我々一般消費者の立場から見ている、「リスク」についてどのように説明し、伝達されることになるのか、そのために食品安全委員会がどのように動こうとしているのか戦略が見えない印象を持ったところである。

私も一般消費者の立場から見ると、最近発生したどの“事件”に対しても、「リスクコミュニケーション」がほとんど行われていない、または、行われたという印象がほとんどない。「食の安全…の現状と課題(案)」を見ても、近い将来こうした事態が改善されそうだとの期待がもてない。

食品安全委員会自身がまだ内向的(言葉を変えれば、象牙の塔、または遠慮のし過ぎ)で、自らが先頭に立って行動するための意思も戦略も無く、プロアクティブ(結果反動的でなく、先取りの・先行的であること)な行動を取りきれていないためではないか?

「リスクコミュニケーション」は「論じている」時ではなくて、既に「実施する」局面になっていると思う。即刻、食品安全委員会自身が行動を開始して、必要な「リスクコミュニケーション」を効果的に実行する(国民に知らしめる)体制を確立すべきである。

3. リスクを管理(MANAGE)するためのコミュニケーションの担い手として、食品安全委員会と、他の行政機関との間の役割分担が明確でないと思う。

このことが「食の安全…の現状と課題(案)」の内容を「総花的」にしている大きな原因になっていると思う。

食品安全委員会には、“司令塔”としての役割が求められているのであって、「管理」の実務部隊であるお役所がやればよいことに口や手を出す余裕は無いのではないか?

4. 次に、「…の現状と課題」の中では、「リスクコミュニケーション」の方法として、消費者からの意見聴取を非常に重視している印象を持っている。「消費者からの意見聴取」は重要であり、決してその重要性を否定するものではないが、効率的で効果的な方法といった観点で見ただけの場合に、つまり、限られた資源によってできるだけ多くの消費者に必要な十分な「リスクコミュニケーション」をするための方法として重点を置き過ぎることが適切であるか疑問に思う。

「意見交換」に参加できる人々は絶対数からすればごく一部のはずで(私のように、暇で物好きな輩が多いのではないかと)、結果として偏った意見聴取になりかねないリスクが常にあると思う。また、一時の熱に浮かされて意見具申をした結果が、論旨不明で受け取るほうは何をしたらよいかわかりにくく、結果として誤解するか無視するかが落ちといったことも多いのではないかと?

(2) 食品安全委員会では、昨年7月の発足以来、委員会会合やほとんどの専門調査会を公開で開催しているほか、評価結果に対する意見募集、食の安全ダイヤルの設置、ホームページや新聞、放送などのメディアを通じた広報、食品安全モニターの委嘱、各種の意見交換会の実施など、リスクコミュニケーションに努めてまいりましたが、御指摘のように、発足後半年の間に行ったことは限られ、未だ十分とは考えておりません。今後、積極的な情報提供、意見交換に努め、経験を積み重ねてまいります。関係者の皆様におかれましても、建設的な意見の提案など、積極的に参画いただきますようお願いいたします。

(3) 食品安全基本法においては、食品安全委員会は、食品健康影響評価を行い、また、その結果に基づき講じられる施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告を行ったりするお目付的な業務と、自らリスクコミュニケーションを行い、また、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの事務の調整を行うなど、国の行う食品の安全性の確保に関するリスクコミュニケーションの調整の業務を行うこととされています。今後とも、食品安全基本法の規定に従い、使命を果たしていく所存です。

以上提言した課題を前提に、以下に幾つかの提案をする。

A. 一般消費者に身近な問題については、食品安全委員会自身が、「リスクコミュニケーション」の司令塔として活動する体制を作るべきである。

ここで、司令塔の役割として、①「クライシス(事件)」事態下での中心的情報発信者、及び、②定常時のコミュニケーションにおける「最高位の判断機関」または、「LAST RESORT」(最後の拠り所)を想定している。

コミュニケーションは、その内容とともに、発信元が信頼されることが大前提になる。一般消費者の信頼を確保するためには、まず、情報発信元が独立した立場であることが大切と思う。

また、情報発信元が複数になると混乱や誤解のリスクが幾何級数的に大きくなる。このように考えると、情報発信元は、食品安全委員会自身でなければならない。

食品安全委員会自身も、「お役所」の一部であるには違いないが、コミュニケーション内容が「不透明な政治判断」とは一線を画し、事実と科学的合理性に置かれたものであれば誰もが信頼することになる。そうしたことから得る「信頼性」が、また同時に、「独立性」と、次なる「信頼性」を支えるものでもあると思う。

このために、必要であれば、食品安全委員会の中に(委員長直轄)常設で少人数の「リスクコミュニケーション担当チーム」を設置し、そのチーム自身がコミュニケーション実務を担当する体制とすることも有り得るのではないか。

B. 「リスクコミュニケーション」は、高度に専門的で、一般消費者への影響がまだ直接的でないうちは別として、原則として直接一般消費者(＝全国民)に伝達することに重点を置くべきである。

一般消費者すなわち選挙民であり、官庁職員であり、食品一次生産者であり、企業の管理職や従業員であり、科学者であり、小中学校の教師であり、団体メンバー等々であるわけで、「食品安全の実行者」であるとともに「食品安全の実行結果に対する評価者」でもあり、彼らに必要な情報をきちんと共有してもらうことが「食品安全基本法」に示されている全ての段階における「食品安全施策」を効果的ならしめる最善・最高効率の方法ではないか？

「クライシス(事件)」事態において「最初に一般国民へ」との発想を嫌う人が大勢居るのだが、こうしてこそ、情報発信元の独立性・信頼性が担保されると思う。その代わり、後で訂正しなければならないような情報発信は厳に慎むべきである。

行政官庁等との更なる協議はそれから後でゆっくりやれると思う。

「事件」が発生したときには別だろうが、均して考えても、コミュニケーション実務労力の7割を当ててもよいのではないか？

C. 一般消費者(＝全国民)に伝達すべき情報：

- a) 国民の食の安全に関わる新たに判明した事件、もしくは、事件に伸展しそうな顕著な兆候、並びに、当該事件もしくは兆候に関連する事実
- b) 当該事件もしくは兆候に関するリスク分析結果(リスクの該当する時間的・地理的範囲も含めて)ならびにリスク評価の結果(つまり、何に対してどの程度の心配をしなければならないか、及び、その根拠)
- c) 当該事実及びリスク分析結果から科学的合理性的に想定可能な対処・処置方法の選択肢
- d) 行政官庁等が決定した計画、実行に移した対処・処置に対する評価、必要な場合、コメント等追加すべき情報。
- e) その他 [今は思いつかない。何かあれば]

行政措置のために必要な定常時のコミュニケーションについては、そのほとんどを担当行政機関にゆだねるべきではないか？

過去の事件情報、食品衛生に関する教育・啓蒙情報等々の情報提供も関係官庁の仕事と思う。

地方自治体に対する指示、情報提供も同じことと考える。

D. マスメディアを活用するべき。

一般消費者相手に効果的な情報伝達をするためには、マスメディアの活用が欠かせない。食品安全マネジメントの最先進国であるアメリカでは、政府が相当の金額をこの目的のためにテレビメディアに支払っているという話を聞いている。国情の異なる日本では同じ事をする必要は無いと思う。

「税金」で成り立っていて、しかも「国民年金」に比べてはるかに強力な「徴税システム」を擁しているNHKを活用することを考えるべきである。ゴールデンタイムのニュースの時間帯の一部を定期的または必要に応じて「食品安全に関するコミュニケーション」に徴用することには大方の賛成が得られるのではないか？

NHK自身にはニュースで取り上げる話題の重要性評価を正しくやってもらい、また、リポーター及びインタビュー担当諸氏の見識とスキルを向上させてもらえば、現行時間帯の3割程度は何の問題も無く「食品安全に関するコミュニケーション」に当てることが可能と思う。これは同時に、(この場では余計なことだが)NHKの番組の質の向上にも寄与するはずである。

リスクコミュニケーション担当チーム(の誰か)が自身でテレビに出演して、直接語りかけることが重要と思う。現在の報道関係者は総じて「サイエンス音痴」であり、彼(彼女)らを通すと誤解のもとで、ろくなことはない。

民放に対しても、録画テープを提供することで対応可能と思う。「食品安全」に関する消費者の関心は非常に高いと思うので、信頼できる筋からの「お知らせ」にはそれ自身価値があり、そのためにメディアにお金を払う必要はないと思う。活字メディアに対しても基本は同じと考えるべきである。

(4) 消費者など関係者からの意見聴取は重要で、今後とも、効果的な聴取の仕方やその反映のさせ方等につき検討を続けてまいりたいと考えています。

A 現下の体制でも、委員長を中心に、優先度が高いと考えられる案件からリスクコミュニケーションを実施していますが、今後とも、信頼性の高いリスクコミュニケーションに努めてまいりたいと考えています。
なお、緊急時における食品安全委員会と関係行政機関の役割については、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(<http://www.fsc.go.jp/senmon/kinkyu/kinkyu-youkou.pdf>)に定めています。

B リスクコミュニケーションには、正確で、迅速で、わかりやすい情報提供が必須であると考えています。まさに、「言うは易く行うは難し」ですが、肝に銘じて対応してまいりたいと考えています。

C リスクコミュニケーションを行うに当たって、関係行政機関との連携、分担については、これまでも、関係府省のリスクコミュニケーション担当官会議などを通じて、遺漏のないように努めてまいりましたが、今後とも、必要なことが抜けてしまったり、無駄な重複がないよう調整してまいりたいと考えています。

D 現在もマスメディアなどに対しては種々の情報提供を行っているところですが、政府広報などを除き、報道するかどうかはメディア側の判断に委ねられているところです。政府広報については、食品の安全性の確保のための情報提供がかなりの部分を占めているところです。今後とも、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えています。

E. その他、コミュニケーション技法についての提案: 1)情報レベル 「わかりやすい」内容にすべきであることに大きな注意を払っていて、そのこと自体には賛成である。あくまでも相手は1億2千万人全員であることが基本であろう。しかしながら、現実には、“ゆとりある教育”施策等々の原因によって、1億2千万人全員に等しくコミュニケーションすることは夢であって、現実的ではない。 内容を平易に思わせることが正確さを犠牲にするものであってはなりません。両者間で2社択一を迫られる局面では、正確さを選ぶべきだと思います。 原則として、中心とすべき対象、あるいは、第一優先対象は、行政機関や企業等各種関連組織内で、何らかの意思決定をする立場の方々及びそうした方々を直接サポートする方々を想定すれば、大きな誤算は生じないのではないかと。日経新聞もしくは朝日・毎日新聞の特集または囲い込み記事の読者、テレビであれば、“クローズアップ現代”の視聴者レベルが該当するのではないかと追加説明、更なる詳細説明等、“判りやすさ”をサポートする情報は別途ホームページでも活用し、関心のある人には容易に質の高い情報が入手できる仕組みが提供できればよいのではないかと? 2)情報収集スタッフ “事件”や“兆候”に対する事実情報を収集するためには食品安全委員会自身の“持ち駒”が必要かもしれない。各部門委員会では手が回り切れなかったり、情報の信頼性確保に必要であれば、資源は投入すべきと思う。 最後に:食品安全委員会メンバーに、食品製造企業代表者を含めるべきである。人づての話であるが、主要先進国の同様の立場の組織には、必ず企業代表者が含まれているそうだと。それはともかく、いくつかの例外的な企業が不祥事を起こして非難を浴びているのは事実としても、多くの企業はまじめに社会に貢献しているわけですし、国民生活に最も密接に関わっている欠かせない部分だと思う。企業活動の中で培った活力が、食品安全委員会の性格や言動をもっと国民に近いものにするに貢献してくれると信じている。	E コミュニケーションの技法、効率的な情報収集については、今後とも、その質の向上に努めてまいりたいと考えています。委員会の構成メンバーについては、食品安全委員会は基本的に中立公正に科学的な判断を行う委員会ですので、食品関連事業者等の利害関係者は委員となっておりません。ただし、委員会の活動をサポートする企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会には、消費者、食品関連事業者などの関係者に専門委員として入っていただき、御意見を伺っているところです。												
6 A. 表現 本来、この種の文章は国民全体に幅広く周知されて初めてその存在意義が生じるものと考えられる。何故なら、本文の主旨は、専門分野に関する各論を記すものではなく、総体的な概念を明らかにすることによって、国民各位各層の基本的な認識の共有を目指すものであると考える。従って、特段の専門知識を要せず、いわゆる一般常識さえ有していれば、充分に理解可能な内容・表現が必須となる。 しかるに、本文は、難解とは言えないまでも、一読し「わかったような、だが今ひとつ良くわからない」文章である。 その理由を考えると、以下の点に気が付いた。 「カタカナ表現が非常に多い。」 17ページの文章中、37種のカタカナ語が244回も使われている。 <table border="1"> <tr> <td>使用頻度の多いものを挙げると</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リスクコミュニケーション</td> <td>85回</td> </tr> <tr> <td>リスク</td> <td>72回</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション</td> <td>27回</td> </tr> <tr> <td>メディア</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>等々</td> <td></td> </tr> </table> カタカナ語の使用による利点も様々挙げられるが、その一方でご承知のように、「良くわからないことを」「あたかもわかったような気にさせる」弊害も発生させる。特に本案をわかりづらくしている原因の中で、最も大きなものは「リスク」の定義付けである。 本案6ページになって初めて定義付けられしき文言が見られるが、そこには「ハザードが健康に有害な影響を及ぼす確率と有害な影響の深刻さをリスクと呼びます。」何故にこのような、表現をするのか、理解に苦しむ。この文言に象徴されるように、	使用頻度の多いものを挙げると		リスクコミュニケーション	85回	リスク	72回	コミュニケーション	27回	メディア	13回	等々		A リスク、リスク分析、リスクコミュニケーションなどリスクとそれにまつわる用語には、適当な日本語がないのが現状です。本とりまとめにおける議論でも何とかならないかとの指摘もあったのですが、結局、今の表現に落ち着いた経緯があります。よい用語があれば御提案をいただければ幸いです。 リスク分析の説明については、相当の紙面を割いて行う必要があるとの判断から、種々の説明を試みたところです。しかし、御指摘のように、まだわかりにくいとの御意見もあり、今後わかりやすいものとしていくための議論を積み重ねてまいりたいと考えています。 また、種々の情報が飛び交う中で自ら分析して読み解く能力という意味で用いた「メディアリテラシー」の語については、説明を付けた上で使用すべきとの専門調査会の議論によりあえて用いましたが、確かに一般的ではない言葉ですので、この部分は修文いたします。さらに、「From Farm to Fork」についても日本語に直しました。
使用頻度の多いものを挙げると													
リスクコミュニケーション	85回												
リスク	72回												
コミュニケーション	27回												
メディア	13回												
等々													

食品安全委員会は、国民にとって最も関心が高い問題を、「この問題は専門知識を必要とするので、あなた方シロウトは黙ってお上に任せておけば良い。」と言っているようにも思える。
「リスク」が良く理解出来ないため、当然「リスクコミュニケーション」もわかったような、その実わかっていない概念になってしまう。また、使用頻度が4番目に多い「メディア」も、果たして何割の国民が理解出来ていると思っているのか？
「クライシスコミュニケーション」も然り。ましてや「メディアリテラシー」に至っては、「どうだ、こんな難しいコトバを知っているのだぞ。偉いだろ〜。」と言っているように思える。

食品衛生法第21条第2項に「邦文をもって、一般人が読みやすく、理解しやすいような用語により」とある法の主旨にも反する表現だと言わざるを得ない。指導すべき立場にある食品安全委員会自らが、法を守れないようでは、国民一般に広く理解を求めるのは不可能であると考ええる。また本案11ページ〜1にも、「義務教育程度の知識があれば理解できる言葉と説明方法による情報提供が必要です。」と記されている。

本案が「関係者」向けの参考資料であるがゆえ、多少難解であっても構わないというのは、間違いである。何故なら、「関係者」には「一般消費者」も含まれているからである。

文言・表現に関しまして、猛省を促したい。

そこで、まず第一に「適切な日本語による表現方法」を確立するべきである。

「リスク」「リスクコミュニケーション」をそのまま使い続ける事は、本案7ページ中段および13ページ上段に記述されている「逃げるな」を無視し、「逃げている」との印象を持ってしまう。

B. 社会的基盤

1. 本案に幾度記載されている内容の実現には、同じく7ページ中段および13ページ上段に記述されている「隠すな、嘘つくな」が必要不可欠な前提条件となる。
而るに誠に残念ながら、日本では行政から企業まで、「隠す」事がある種の「職務遂行・処理能力」とみなされている。この道徳感の欠如を根本的に排除しなければ、本案に記されたことは、すべからず「絵に描いた餅」と化してしまう。
道徳感の向上を目指した施策をまず取るべきである。

2. 本案に記されている内容の実現には、様々な行政機関の関わりが必須であると考えるが、とりわけ保健所の果たすべき責任は大きい。しかしながら、過年実施された保健所の地方自治体への移管の結果、各地保健所の判断・指導に整合性の乱れが生じている。また担当官の判断能力の低下も目に余るものがあり、食品表示の監修を業としている者として、大変困惑する事態となっている。
本案7ページ、3の(3)に「関係機関の縦割りを廃して」とあるが、指導内容・判断基準は全国統一のものにするべきである。

3. 食品事業者

本案10ページ下段に記載されている「食品関連事業者の取組み」をより具体的に示すため、例えば各事業者が「食品表示責任者」の設置を義務付ける等の施策が必要である。
食品関連事業者の中には、「モノ売ってなんぼの商売、法律守ってなんぼの商売ではない。」との見識を公言する者が存在する現実在即した対策が必要である。

C. 結論

本案は各論の言及を急ぎ過ぎている感がある。各論への展開の前に、なすべき事、すなわち一般国民の目線に立った「概念」の構築に向けての努力・工夫が欠如している。専門家の難解な言葉を駆使した議論を、国民にわかり易く翻訳して、国民の理解を得る作業も、食品安全委員会の果たすべき大きな責務の一つであると考えられる。
従って、「リスク」「リスクコミュニケーション」の日本語化を含めた、本案の全面的な改変を希望する。決して「逃げないで」欲しい。

B1 御指摘のとおりと考えます。

B2 まずは、縦割りの弊害をなくしていくことに努めたいと考えております。具体的には、関係行政機関が連携してリスクコミュニケーションを行っていくことが重要と考えています。

B3 食品表示責任者の設置については、リスクコミュニケーションの範疇を超えるものと考えますが、農林水産省では、
1. 事業者が、JAS法に違反する不適正な表示を行った場合には、JAS法に基づき指示・公表等の厳正な処置をとることとしています。
2. この不適正表示に対する監視の実効性を確保するため、農林水産省においては、昨年7月に地方農政局及び地方農政事務所に食品表示を担当する職員を約2,000名配置し、昨年度は全国33,000店舗に対し表示調査を行うなど、徹底した監視指導を行っており、このような取組を通じて表示の適正化を図ってまいります。

C 御指摘のとおり、リスクコミュニケーションの概念の確立は重要ですが、その一方で、情報の相互交換や共有、意見の交換、反映など実施面での向上もニーズの高いところと認識しています。こうした効果的な実施方法の開発などの各論も並行して進めていかなければならないと考えています。

7	1) リスクコミュニケーションの内容として何が必要であるのかについて、事例分析により「このパターンであればこの内容が必要」といった条件整理が必要である。リスクコミュニケーションのHow to論に関しては他分野での蓄積があるが、肝心のWhat(何を伝えるか)については条件整理できていないのが現状である。7ページや9ページに「必要な内容」「必要な事項」という記述があるが、事例分析により具体化を図る事が重要である。 2) 14ページに「食の安全についての専門的知識や理解できる能力をもったジャーナリストを増やすことも重要」との記述があるが、このようなマスメディア育成のための具体策を明記すべきである。以前のダイオキシン・環境ホルモン問題においてもこのような指摘はなされてきたが、具体的な進捗が無いのが現状である。8ページに問題点として「正確で分かりやすい報道の不足」を挙げてあるのに、具体策が示されていないのも片手落ちの感が否めない。 3) 14ページにある専門家の役割については、食品安全分野は学者の地位が低く、社会発信の機会に恵まれないという課題がある。科研費やCOE等による学者の地位向上支援について、明記すべきである。 4) 15ページにあるインターネットを通じた情報・意見交換については、多くの事業者は報道を通してクライシス情報を入手しているのが現状である。 農林水産省や農林水産消費技術センター等が提供するメールマガジンサービスについて、事業者向けのアピールが重要であるし、本取りまとめにおいても明記すべきである。 以上、発信側・受信側共に更にプラスの影響を与え合えるリスクコミュニケーションの実現を、期待している。	(1) 御指摘のとおり、今後のリスクコミュニケーションの進め方を検討するに当たり、事例分析等を行ってまいりたいと考えています。 (2) 正確でわかりやすい報道のため、国としては、プレスリリースの内容の充実、報道関係者との食品の安全性の確保のための懇談会の適宜実施などの対応をまいりたいと考えています。 (3) 食品の安全性の確保のための研究の促進については、別途検討したいと考えています。 (4) 農林水産省では、国民の皆さんに農林水産省を始め、食品安全委員会や厚生労働省の食の安全・安心情報を一早くお届けするため、メールマガジンを発信しており、ホームページや地方農政局、農政事務所など地方組織からも積極的にPR活動を行っています。なお、メールマガジンについて内容を知りたい方、配信を希望される方は下記URLにアクセスしてください。 「食の安全・安心トピックス」http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20040218press_1.htm 「食の安全・安心情報交流ひろばメールマガジン」http://www.hiroba-cfqlcs-go.jp/magazine/stand.htm なお、緊急時における情報提供については、「食品安全関係府省緊急時対応基本要項」及び「食品安全委員会緊急時対応基本指針」に基づき、緊急時対策の一環として行われることとなっております。(http://fsc.go.jp/senmon/kinkyu/kinkyu-youkou.pdfを参照ください。)
8	リスクコミュニケーションの目標を「各関係者が必要な情報を共有した上で、関係者の意見が適切に反映されること」としているのは、正しい認識と思う。その目標に対して現在の到達点と課題を整理されているが、気がつく点は以下の点である。 ①消費者に対し、義務教育卒業程度の知識があれば、誰もが理解できる言葉による情報提供をするという考え方は賛成である。しかし、現実のコミュニケーションは大学院くらいレベルでないといけない専門用語が飛び交う状態が続いているのではないだろうか。専門家と行政には説明してわかってもらうという責任と自覚がなければならない。 ②メディアの報道の仕方もまだ不慣れで不適切な面がある。鳥インフルエンザの移動禁止措置をどのように報道したかは1つの研究事例にできるのではないだろうか。30キロ圏内の移動を禁止したことがなぜなのかを抜きに報道されれば、「安全でないから」移動禁止措置になっているとの誤解はいつまでもたっても解けない。なぜそうするかを繰り返し報道することが、消費者に冷静な判断をもたらす早速だと考える。 ③行政が発する情報は、中立的な情報から出発していると考えるのは間違いである。BSE問題の際に明らかにされた行政への不信はまだ払拭されていないと考えるべきである。食品安全委員会が設置・発足したからといって安心が広まっているわけではない。根強い不信が存在することを念頭に、不信の目で見られ続けているという前提から出発することが必要である。 ④行政の対応は、横断的な対策・対応がなされている。しかし、これを前進面として続けるのか、さらに改善を促すのかは大きな分かれ道である。横断的な対応体制は、逆を言えば縦割り制を温存するということである。それでは限界があり、弊害があるのは明確である。既得権の是非を内部で調整している間は、消費者・国民に対する誠実な姿勢は出てこない。それは、やがては事故の再発につながるであろう。	(1) 消費者は、食品の安全性の確保のための重要なパートナーであり、御理解の上、建設的なご意見を頂かないとリスク分析は不全を来すこととなります。今後とも、情報を提供する際には、「正確でわかりやすく」を旨として努めたいと考えています。 (2) 重要な御指摘と考えます。今後、リスクコミュニケーション専門調査会において、報道の仕方を含めて、何が起きたのか等について分析し、今後のリスクコミュニケーションに資することとしたいと考えています。 (3) 御指摘の通りと考えます。食品安全委員会としては、使命を誠実に果たしていくことにより、信頼度を高め、国民に不要な心配をおかけしないよう努めてまいりたいと考えています。 (4) 御指摘の「既得権の是非を内部で調整」とは何を指すのか、頂いた文面からではよくわかりませんが、縦割りの弊害を廃することがまず肝要と心得て、関係府省が連携してリスクコミュニケーションに当たっているところです。
9	○リスク分析の認識について 貴専門調査会の課題はリスクコミュニケーションの目的に照らした現状の評価とその改善にあると考えらるが、リスクコミュニケーションはリスク分析の重要な要素という認識は報告案で書かれている通りである。しかし報告案が貴専門調査会の最初の報告である以上、リスク分析という行政システムが導入された理由、リスク分析の意義を記述する必要がある。具体的には、①リスク分析システムが創始された欧州にあっても、少し遅れて取り入れられた日本にあっても、BSE問題を契機に取り入れられたこと②リスク評価は産業界の影響を受けやすいと考えられる産業担当部局から分離したこと③関係者に対する透明性を確保して情報を伝え、消費者の声を反映するためにリスクコミュニケーションのシステムを位置づけていること、などを記述されるべきである。 食品のリスクに関する消費者の認識については別途論じられて然るべきもの	○リスク分析の認識について 御指摘の諸点については、「要約」「Ⅰ 食の安全とリスクコミュニケーション」「Ⅱ リスクコミュニケーションの現状」、「参考3」の記述から、判然とするものと考えています。

であるが、報告案ではリスク分析の導入理由と受け取られるような書き方をし
ていて、本質を曖昧にしている。

○リスクコミュニケーションの目的について

食品安全基本法では第十三条でリスクコミュニケーションの目的について
「当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性
を確保するため」と定めている。報告案では、国民の意見反映に関して全く
不十分にしか触れられていない。この点を明確に記述することを要望する。

意思決定のプロセスとしてのリスクコミュニケーションの役割を明確にする
よう、要望する。消費者などの関係者から出された意見については、リスク
評価及びリスク管理を行なう機関で検討をして反映できるものは反映するよう
なシステム作りと行政機関の姿勢の改善を強く要望する。

○リスクコミュニケーションの現状の評価について

この間、リスクコミュニケーションの一環として、公開の意見交換会、行政
担当者との個別意見交換、パブリックコメントなどに参加又は応募してきた。
そこで感じられることは、リスクコミュニケーションの多くが消費者の意
見を反映するために聞くものにはなっていないという現実だ。結論先にあり
きのリスクコミュニケーションでは、実施する意味はあまりない。

報告案ではリスクコミュニケーションの方法について論じられているが、
目的が達せられているか、特に国民、消費者の声が反映されたかについては触
れられていない。個々の取り組みについて、消費者の声が反映されたか否か
の評価を要望する。

○ リスクコミュニケーションの目的について

関係者の意見の反映については、P.7の「2. リスクコミュニケーションの目標」において、「関係者の意見が適切に反映され
ることを目標とし、」と明記され、また、P.12の「(1)関係者の役割、取組みと連携」の「①国」において、「関係者の意見を施策
へ反映する方策の提案……などについて、透明性を十分保ちつつ、実施していくことが求められています。」と記述されてい
るところです。

○ リスクコミュニケーションの現状の評価について

御指摘のとおり、国が実施したリスクコミュニケーションについては、どの程度、情報の共有が行われたか、意見の双方向の
交換が行われたか、消費者ほかの関係者の意見がどのように反映されたか等について、適切な評価を行い、よりよいリス
クコミュニケーション実施の材料としていく必要があると考えています。どのような方法によるかについては、今後検討してまいり
たいと考えています。

10 (1)全体を通して

「この報告書(案)」は、全体的に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」について、率直にまとめられていて、賛同できるものだと思う。
しかし、今回の膨大な「報告書(案)本文」「参考資料」「付属資料」については、入手するのが非常に困難で、意見提出をだれもができるとはとうてい言えないと思う。
本文でもふれられているが、インターネットで情報を得るのができるのはかなり限られており、今回の様な場合は、まさに「リスクコミュニケーション」のあり方が問われるのではないかと考える。
また、4週間のうちに意見提出を行うことも大変である。今後パブリックコメントの募集にあたっては、考慮されるべきである。

(2)食の安全とリスク分析について

食品安全基本法等で、食の安全を確保する考え方として、リスク分析の手法をとっている。しかし、アメリカBSEの対応については、リスク評価をするところが、「金頭検査は不要、20ヶ月齢以上が妥当」という様な結論を出しているように思う。リスク管理部門のあり方も含め、リスクコミュニケーションをどうするのかということについて、消費者は、質問したり、意見を言ったりする機会がまだない。しかしアメリカからの輸出再開要請のニュースをみたりすると、消費者は、納得できる情報が得られないまま輸入再開があるのではないかと不安になる。
そういう意味で、リスクコミュニケーションの手法と手段(本文7ページ)の早急な実現について、消費者としての具体的参加が保障されるべきである。
食品安全基本法が成立し、食品安全委員会が発足し1年がすぎようとしているが、消費者にとっては、「何かかわったな」「よい方向に向っているな」という実感が持てるようになりたい。

(3)リスクコミュニケーションの課題 食品関連事業者について

国のBSE対策事業を悪用した事件や誤った食品表示に関する回収、鳥インフルエンザ発生かくしなど、食品安全基本法や食品衛生法改正施行後も続々と報道されている。
法で考えられている企業のコンプライアンス等について、食品関連事業者がどのようにしているのか、消費者には、見えてこない。事件が発生した時のことは何とか情報があるが(但、消費者が知らされていないことは他にあるのかもしれない)その後の情報や改善処置などは、ほとんど知らされていない。情報開示はリスクコミュニケーションの大きな部分を占めるので、広い範囲での情報開示が必要である。
企業の一方的な「お知らせ」や「おわび」ばかりでなく、原因と改善策についての消費者の納得できるコミュニケーションが必要で、食品関連事業者のリスクコミュニケーションの課題である。

(4)リスクコミュニケーションとメディア

食の安全に関する、メディアのあり方は、リスクコミュニケーションの中で、大変重要である。例えば、アメリカBSEによるアメリカからの牛肉輸入禁輸措置の問題のとり上げ方は「牛井屋」さんの宣伝を一方的に流すという感じがした。牛井の材料は「アメリカ産」でなければ味が出ないとか、あと1ヶ月分しか材料がないとか、明日は、牛井最後の日とか、牛井屋さんの幹部や店長の記者会見や、最後の一杯を食べる人のインタビューなど連日のごとくテレビや新聞でとりあげていた。何故、牛井がなくなることになったのか、アメリカBSEの原因追求、日本の対策との違いやアメリカ畜産業の実態などを消費者に知らせることが重要であったにもかかわらず、そうはしなかったことは問題である。リスクコミュニケーションの中のメディアの課題は、どれだけ正確な情報、広い視野にたった情報を伝えるかと各関係分野や消費者の声をどれだけとりあげるかだと思う。また科学的な検討段階で意見がわかれている場合の報道の仕方等についても検討されるべきである。

これらのことから本文の中にメディアの課題を深く言及すべきである。

(5)リスクコミュニケーションの課題 行政

リスクコミュニケーションの課題は、リスク分析という考え方ですすめている中で食の安全に関するどの場においても「きちんとした説明があること」「必要な情報が開示されていること」「意見交換や納得できるやりとりがあること」だと思う。

山梨県消団連も「食の安全リスクコミュニケーション団体」に登録しているが、2003年度だけでも「説明会」「意見交換会」の案内が何回もあった。しかし、全部にはとうてい対応できなかった。出席の重要性は、承知しているが、案内が短期で予定がたたないこと、交通費等の予算がないこと、内容の把握が事前にはできないことなどが、出席できない原因である。

特に、交通費については、地方からの出席を困難にさせている。すべての交通費を国等が負担してほしいとは言わないが、リスクコミュニケーションの参加負担をどう考えるのかを検討する必要がある。

御指摘のインターネット以外での便利な情報提供の方法については、今後の課題とさせていただきたいと考えています。
意見募集の期間については、通常、4週間程度としています。この期間内での御意見の提出に御理解とご協力を頂きたいと考えています。

食品安全委員会においては、プリオン専門調査会で、平成13年9月の国内でのBSE発生以来の対策について、科学的な検証作業を行っているところです。この作業はすべて公開で行われており、資料についてもホームページその他で閲覧可能となっています。この作業について、御不明な点等がある場合は、食の安全ダイヤルまでお問い合わせください。

食品関連事業者の法令遵守義務が強調されてしかるべき事態が続いていることは、御指摘のとおりだと考えております。その一方で、今後どのような情報の開示を求めているのか、消費者も積極的に意見を表明すべきではないでしょうか。そのために意見交換会などを活用していただきたいと考えています。

リスクコミュニケーションにおけるメディアの役割や影響の重要性は御指摘のとおりと考えています。食品安全委員会としても、今後とも、メディア関係者とも意見交換を積極的に行っていきたいと考えております。消費者もメディアに対して双方向の意見交換が可能となるよう、意見を表明していくことが重要ではないでしょうか。

意見交換会や講演会など開催に当たっては、関係行政機関とも相談の上、できるだけ多くの地域で開催することとしています。昨年7月の新制度発足以来、3府省合わせて40回に上る意見交換会等を実施してきています。本年度も、地方での意見交換の場をより多く設けられるよう努めたいと考えています。
参加者募集の期間については、なるべく早い時期から設定したいと考えていますが、講演者、パネリストの調整、食品安全を巡る突発的な事件の発生などにより、かなり短い期間でのご案内となることもあり、この点御理解いただきたいと考えています。
意見交換会の進め方については、会場参加者との意見交換の時間をなるべく多く取っていききたいと考えています。

	また、意見交換会や説明会の持ち方も、時間的な制約があり、かなり一方的な主催者側の説明が大部分ということが多くコミュニケーションをはかるところまでいかないことが多い。さらに行政の情報開示も早くし、関係者の正確な情報把握のためにシステムや媒体を検討すべきである。前述(1)全体を通してのところでふれているが、インターネットだけでなくだれにも得られるような方法は重要である。 (6) 地方におけるリスクコミュニケーションの課題 各県段階で、すでに「食品安全基本方針」等が策定されており、リスクコミュニケーションの考え方も入っている。住民としては、そういう場において色々と意見反映するとか、情報を得るとか、実際の行動計画に参加するなどあるが、まだまだ充分とは言えない。 国の段階の「食の安全」の課題が、そのまま地方の消費者にとっての大きな問題になることもあるので、地方でのリスクコミュニケーションのあり方を様々な連携のもとにすすめる必要がある。そのためのシステムや窓口をもっと明確に出来るようにするべきだと考える。	食品安全委員会では、意見交換会の地方自治体との共催、地方自治体主催の意見交換会への講師等の派遣などを行っています。今後とも、このような場を多く設けていく考えです。
11	1. 4ページの「また私たちは、安全か危険かの2分法に慣れ…」の文言があるが、この私は誰を指しているのか。国民を指していると考えのなら、それをもたらし行政や企業のあり方への批判を加えるべきである。 例えば農業・食品添加物等に関して、「行政は基準値以内なら安全」、企業は「厚生労働省が安全だ」といっているで使用している」と言っていた。常に「安全」と言い切り、そこには、昨今言われる「リスク評価＝有害性の程度」の理念、説明は無かったように思う。 さらに、遺伝子組換え食品の表示をめぐる議論の中でも、関係者は「厚生労働省(当時)が安全といっているものに表示は不必要」と主張されていた。 2. 再リスクコミュニケーションの課題と方法、については、対象ごとにその手法を考える必要があることを明記すべきである。 ここでは、その基礎として、「義務教育程度の…」とあるが、これはある程度関心を持つ層への手法であり、関心のない層への呼びかけとその実施がもっとも困難である。そのことについて議論を避けるべきではない。さらに、学習を積み重ねた者等への説明方法、情報の内容はその求めに応ずるなど、おのずから異なるのではないかと考える。 3. リスクコミュニケーションの方法として、双方向性の確保の重要性はいうまでもない。媒体として、(1)から(5)まであげられているが、「パブリックコメント」のあり方について、具体的な方法を示すべきである。 各種行政決定について、多くのパブリックコメントが求められているが、それらの意見がどのように反映されたのか、反映されないのか、双方ともその理由は明白ではない。インターネットの情報開示はあるが、とうりいっぺんの方式で、提出者には納得いくものにはなっていないと思う。本来なら、提出者一人一人に回答、更なる意見交換の場があつてしかるべきだと思う。今後、提出者の努力が目に見える形にならなければ、この制度も衰退していく恐れがある。米国などのあり方を参考にしてみたい。	御指摘の「私たち」は、行政、食品関連事業者、消費者を含めた食品の安全性の確保の関係者全体という趣旨で用いています。食品の安全性について、安全か安全でないかの2分法は今や科学的に合理的とはいえず、どの程度安全かという相対判断をせざるを得なくなっている現状の中で、リスク分析手法の有効性をわかりやすく説明しようとした一連の試みの中の表現となっております。 食品の安全性の確保にあまりご関心のない方々への働きかけの重要性については、御指摘のとおりと考えます。御関心のない方々へも必要な注意喚起などをわかりやすく行っていくことも情報提供の大事な要素と考えています。今後、関係者のご協力を得ながら、対応してまいりたいと考えています。 意見募集でいただいた御意見については、委員会において、すべてについて回答を行い、反映すべきと考えられるものについては、評価等に反映してきています。その結果もホームページ上で公開してきています。 その一方で、評価結果が難解なので理解できず、意見募集期間内にコメントを出そうにも出せないといった苦情もあることは事実です。評価結果をどうしたら、わかりやすかつ正確にお伝えできるかという点については、今後、検討しなければならぬ課題と考えています。

12	「案」は、リスクコミュニケーションの考え方や課題について全般的に的確・誠実に議論を展開していると思う。今後の検討に当たっては、以下の点に留意されるよう要望する。 1. リスクコミュニケーションのテーマについて 「案」は、リスクコミュニケーションのテーマ範囲を、狭い意味でのリスク分析→リスク評価とそれに付随するリスク管理にとどめているような印象を持つ。リスクコミュニケーションを広くとれば、食品安全政策全般にわたるものと理解できる。政策立案のプロセス、食品安全管理制度の創設や改廃、リスク評価の対象物質の選定なども、広義のリスクコミュニケーションのテーマとなると考える。 これらのテーマについてのリスクコミュニケーションの仕組みについても、今後、検討されることを求める。 2. 多面的なコミュニケーション機会の調整について 「案」は、国・地方自治体・事業者・消費者などのリスクコミュニケーションについて触れている。リスクコミュニケーションは、多面的な主体による多様な討論を内容とするもので、その多元性・多様性の確保が肝要であると認識する。その多元性・多様性を尊重しつつ、どのように調整して効率的なコミュニケーションを実施するかが、今後の課題のひとつである。この点については、 ① 今後、だれが(どこか)、どのように調整していくかについての検討 ② 多元・多様なリスクコミュニケーション記録のデータベースの一元整備などが必要である。 3. リスク評価の不確実さなどの情報開示・提供について 「案」は科学的評価について、 「最新のさまざまな試験研究の成果を統合して、できる限り安全性を確保しようとして努力していますが、まだ十分わかっていない事例もあり、必ずしも正確にリスクを予測できるとは限りません。」 と述べている。リスク評価ではある種の不確実さは避けられないので、この認識は支持できる。リスクコミュニケーションに際しては、この不確実性に関する事項を正確に関係者に開示することが必要である。また、評価結果への反対・保留意見、評価に用いたデータや評価者の立場(特定業界との関係を含む)・業績なども明らかにし、リスクコミュニケーションを進める必要がある。 4. 認知ギャップの大きい問題に関するコミュニケーションの推進について 「案」は、農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、関係者の認識ギャップの大きい問題について、計画的にリスクコミュニケーションを実施するとしており、これを歓迎する。この場合にも、3. で述べたデータなどの開示、反対・保留意見その他の適切な提供が欠かせない。また、コンセンサス会議のような丁寧なコミュニケーションの取組が求められるし、このような手法を改善しつつ広く普及させることも必要である。 5. 制度の整備について リスクコミュニケーションは始まったばかりですが、一定の試行期間をおいた上で、コミュニケーション手法の通則を定めた法的な規範や、2. の調整主体などについての制度的な整備が必要である。 例えば、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」をリスクコミュニケーションの原則の一つとすることに賛成するが、逃げた場合、隠した場合、嘘をついた場合のペナルティについて、制度化することが必要になってくるのではないか。 6. 政治的意志決定への反映について リスクコミュニケーションは政治的な意志決定の機会ではないが、そこで出された意見や応答は政治的な意志決定の重要な素材となる。そこで、リスクコミュニケーションの状況を参加者以外の関係者、議会や実施主体以外の行政機関などにうまく伝え、政策決定に反映させていく努力がなされるべきである。 具体的には、①意見反映の手続の整備、②さきの一元化データベースの整備とあわせて「リスクコミュニケーション白書」といった報告書の発行またはウェブサイトの設置を検討すべきである。	(1) 御指摘のとおり、リスクコミュニケーションは、本来、リスク評価、リスク管理の全過程において、十分に実施していくことが理想です。実際には、すべての案件について意見交換会等を開催するわけにはいかないのが実情ですが、少なくとも、透明性の確保は必要と考えています。現在は、プレスリリースやホームページ上による公開や、食の安全ダイヤルでの答えが主となっていますが、今後は、印刷物によるお知らせ等も検討したいと考えています。さまざまな御提言を頂き、参考にしつつ今後を進めていきたい、よろしくお願いいたします。 (2) 御指摘のとおり、リスクコミュニケーションの取組は多様であるべきです。どのようなリスクコミュニケーションが行われたかの記録については、国が行ったものについては、議事録等がホームページ上に整理、公開されていますが、その他のものについては、承知していないものも多々ありますが、なるべく情報を共有できるよう関係者間の連絡を密にしていきたいと考えています。 (3) 評価結果の不確実性については、御指摘のとおりと考えます。なお、評価に当たっては、評価対象の開発に関係した者は、原則として評価作業に参加しないこととし、評価の客観性、透明性、中立性の確保に努めているところですが(http://www.fsc.go.jp/iinkai/shousasingihouhou_seisyu.pdfを参照ください)。 (4) 認知ギャップの大きい問題に関するリスクコミュニケーションの実施については、御指摘のとおり、できる限り多くの意見交換の場を設けてまいりたいと考えています。他の分野で用いられている手法も一つの選択肢として、その長短を考えつつ取り入れていきたいと考えます。 (5) リスクコミュニケーションを実施するに当たっては、現時点では、まず、関係者が参加しやすいものとするのが重要と考えています。発言が嘘であった場合等の罰則などを法制化することについては、関係者が自発的に参加するリスクコミュニケーションの性格上、あまり適切ではないのではないかと考えています。 (6) 食品の安全性の確保のためのリスク分析の一環としてのリスクコミュニケーションは、未だ始まったばかりで、試行錯誤の段階にあると考えています。御指摘の「白書」など総合的な報告を定期的に行うのは時期尚早ではないでしょうか。もちろん、実施した意見交換会の記録等については、整理の上、ホームページ等で公開してまいりたいと考えています。
----	---	--

13	リスクコミュニケーションと言っても関係者側と消費者側とでは守るものが違う。双方とも護身が第一だろう。しかし本当に守らなくてはならないものは命である。そのために双方が自分の身を守るためには意見を出さなければならない。私たちにできること、行政の力を借りること、関係者側の本当の状態を把握するためにいろいろあると思う。 是非参加したい。	食品のリスク分析、リスクコミュニケーションの究極的な目的は、国民の健康保護です。そのための意見交換の場への参加をお待ちしています。
14	食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会の熱心な審議に敬意を表する。また、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題(案)」(以下、同案という。)も、食の安全確保に関心を持つすべての方々にとって大いに参考になる構成及び内容のものであると評価する。それだけに、同案は、食の安全確保に関心を持つすべての方々に対し大きな影響を与えるものである。 そこで、次のことについてもご検討いただきたく、意見を申し上げる。 1. 「Ⅰ 基本的な考え方 1. 食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」の中での「(1) 食の安全におけるリスク分析について」の項にある、「リスク分析では、…」から始まる段落中の終わり部分「わが国においても、消費者の健康の保護を最優先に考え、平成15年7月に施行された食品安全基本法などにより、」と修文する。この修文は一つの例示である。次の2以降の修文も例示である。 理由:「現状 1. 食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」の中での「(1) 食の安全におけるリスク分析について」の項にある「食品の安全性の確保に関する基本原則として「BSE問題に関する調査検討委員会報告書(平成14年4月2日)」は、第一に消費者の健康保護を最優先すべきとし、次いでリスク分析手法の導入を掲げている。」が生かされていないからである。次の2以降の「理由」においても同じ理由を基本としているのでその理由の記載を省略する。 2. 「Ⅰ 基本的な考え方 1. 食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」の中での「(1) 食の安全におけるリスク分析について」の項にある、「食品の安全性確保は、…」から始まる段落中の「生産者、流通業者、行政や消費者などの関係者が」を「消費者、専門家、生産者、流通業者や行政などの関係者が」に修文する。理由、関係者の中に専門家又は科学者が入ることを明らかにするためである。 3. 「Ⅲ. 課題 1. リスクコミュニケーション実施の考え方」の中での「(1) 関係者の役割と取組み、連携の方向」と「①国」の間に、次の文章を入れる。 『(1) リスクコミュニケーションの実施に関しては、誰でもが、課題、パネラー、参加者、日時、会場等を定め開催することができます。しかし、食品安全基本法第13条(情報及び意見の交換の促進)及び食品衛生法第64、65条(国民等の意見の聴取)において、リスクコミュニケーションの実施が行政の責務とされていること、参加者の主体が消費者である場合は行政側がその場を設定する者として相応しいこと等もあり、次の「① 国」から「⑥ 専門家」の順に、関係者の役割、取組み等を記載しました。 (2) リスク評価に関するリスクコミュニケーションの実施については、専門家側の開催によって実施する場合も、消費者からの意見、問合わせ等が契機となって行政機関の開催によって実施する場合もあります。 (3) リスク管理に関するリスクコミュニケーションの実施については、通常、消費者や食品等事業者等の意見、専門家の研究結果、行政機関の情報収集の結果などが契機となって、行政機関の開催によって実施します。しかし、同様の事柄が契機となって、食品等事業者又は関係団体の開催によって実施する場合もあります。』 理由: リスク評価及びリスク管理の各段階におけるリスクコミュニケーションの実施について、関係者の役割と取組み、連携の方向等を検討するに当たって、誰もが開催しても差し支えないが、食品安全法及び食品衛生法の規定もあることから、行政機関が開催者となって積極的に実施することを明確にしておく必要があると考えるからである。	御意見を踏まえ、P.14の「Ⅲ リスクコミュニケーションの課題と方法」の「1. 課題」の「(1) 関係者の役割、取組みと連携」の「⑥ 専門家」の最初の段落を「科学者や研究者には説明責任があるという認識を深めて、科学者、専門家が積極的に食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに参加し、またはこれを開催し、食品の安全性の確保に関する科学的な情報をわかりやすく提供することが重要です。」と修文いたします。
15	リスクコミュニケーションについて、本文にある内容でぜひ積極的に推進していただきたい。 インターネットや意見交換会による方法では、コミュニケーションに参加できる消費者は限られているので対策が必要とあったように、具体的な対策を早急に実施して欲しい。情報量や情報処理能力において差の大きい企業と比べ不公平にならないか心配である。都道府県行政と連絡をとり、地域の消費者や消費者団体とのやりとりをする等の方法ではどうか。 ただし、個人の消費者はマスコミから受ける影響が大きく、的確な情報が少ないのが現状である。マスメディアのあり方は重要である。 米国のBSE発生に伴って、輸入再開に向かっていくようで心配である。消費者や国内の生産者などの声を広く聞いたほうがよい。食品安全委員会スタート後の鳥インフルエンザについても正しく情報が伝わったか疑問。米牛輸入問題については、食品安全委員会があって良かったと思える方向へ進んで欲しい。	御指摘のインターネット以外での便利な情報提供の方法については、今後の課題とさせていただきたいと考えています。BSEについて、食品安全委員会においては、プリオン専門調査会で、平成13年9月の国内でのBSE発生以来の対策について、科学的な検証作業を行っているところです。この作業はすべて公開で行われており、資料についてもホームページその他で閲覧可能となっています。この作業について、ご不明な点等がある場合は、食の安全ダイヤルまでお問い合わせください。
16	1. これまで行われたリスクコミュニケーションに関し、報告(案)の目標や基本法の目的等に則した評価作業を実施し、今後の取り組みにつなげること(理由) この報告(案)の目的は、「個別テーマや意見交換会等の結果を踏まえた我が国のリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見を取りまとめること」である。報告(案)の「課題」には、国の役割、地方公共団体の役割、食品関連事業者の役割等について、これまでの実施状況を踏まえた評価が一部記載されている部分もあるが、その多くは評価がされないまま、次の課題だけが述べられている。この間行われてきた実施状況の全てについて、きちんとした評価を行うことが必要である。 評価にあたっては、報告(案)の「リスクコミュニケーションの目標」1や食品安全基本法におけるリスクコミュニケーションの目的に則して作業が行われることが大切である。	御指摘のとおり、国が実施したリスクコミュニケーションについては、どの程度、情報の共有が行われたか、意見の双方向の交換が行われたか、消費者ほかの関係者の意見がどのように反映されたか等について、適切な評価を行い、よりよいリスクコミュニケーション実施の材料としていく必要があると考えています。どのような方法によるかについては、今後検討してまいります。

1. 報告(案)の7ページでは、「2. リスクコミュニケーションの目標」として「リスク評価とリスク管理の過程において、関係者が必要な情報を共有した上で、関係者の意見が適切に反映されること」が記載されています。

2. 「IV. 今後の取り組みと活動の方向」については、2004年度の食品安全委員会の事業計画として具体化し、積極的に推進すること

(理由)

報告(案)の「IV. 今後の取り組みと活動の方向」では、リスクコミュニケーション専門調査会として考える取り組みの課題として、7つの項目が挙げられている。この項目について、2004年度にに取り組む事業計画として具体化が図られ、積極的に推進することが必要と考える。また、報告(案)の「Ⅲ. リスクコミュニケーションの課題と方法」では、課題の前提として掲げられている基礎事項(義務教育程度の知識で理解できる言葉と説明方法による情報提供等)と様々な課題や方法が述べられていますが、これらの事項についても、施策としての具体化が図られていくことも必要である。

計画した施策については、計画―行動―評価(PDS)のサイクルに基づいて運用され、次年度以降の施策に活かされると共に、過程におけるリスクコミュニケーションが実施されるが必要と考える。

3. 報告(案)中の「リスク分析」や「リスクコミュニケーション」の記述内容について整合性をはかり、食品安全委員会として統一的に運用すること

(理由)

報告(案)には、「リスク分析手法」に関する概念や定義について各所で記載がされているが、例えば要約部分と6ページの記述のように、報告(案)全体を通して「リスク分析」や「リスクコミュニケーション」に関する記述についての整合性がとれない部分がある。

報告(案)中の「リスク分析」や「リスクコミュニケーション」に関する記述については、食品安全基本法や、コーデックス委員会などで検討されてきたリスク分析の概念に即して全体の整合性をはかると共に、食品安全委員会としての認識・理解を共通にし、統一した運用を行うことが必要と考える。

御指摘の「今後の取り組みと活動の方向」に掲げられた諸項目については、今後、積極的に取り組むこととしたいと考えています。これらの項目の中には、単年度では実施し得ないものもあり、これらについては、中期的に取り組んでまいります。また、取組状況に関する御意見等については、食の安全ダイヤル等にお寄せ頂きたいと考えています。

リスク分析手法及びその一環としてのリスクコミュニケーションについては、このたび、新たに食品の安全性の確保の政策手法として導入されたことから、今回のとりまとめに当たり、種々の説明を試みたところです。全体としての整合性は重要ですが、今回は、リスクコミュニケーション専門調査会の各専門委員がこのように理解すべきと主張された考え方を大方取り込み、関係者各位の理解や参考に資することとしたものです。

食品安全委員会としては、リスク評価と管理の分離など、コーデックス委員会などで検討されたリスク分析の概念を最も忠実に制度化した国として、今後の制度の運用を適切に行ってまいりたいと考えています。